

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所＝社会通信社

発行人＝滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替＝東京0-158431 労金＝東京劳金本店No.50234

購読料＝月額400円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■卷頭言■

「インター・ナショナル」百周年 ..... 2

「資格要件」問題がネックに ..... 3

「統一」をめぐる新たな情勢 ..... 4

資料1 首脳会談に臨む態度（総評） ..... 4

資料2 首脳会談に臨む見解（連合） ..... 6

ウソの政治を許すな ..... 7

減税どころか庶民には大増税 ..... 8

消費税問題に新たな構えで粉碎を ..... 10

消費税問題と世論調査結果 ..... 11

楽しかった江の島行 ..... 14

「山川菊栄のあゆみを追つて」図書資料展を見に ..... 14

◇資料と解説◇ ..... 14

自治労に新たな組織問題 ..... 16

資料3 「統一労組懇」の分裂組織づくりは許さない ..... 17

資料4 「自治体労働組合全国連絡協議会」（仮称）の結成と運動 ..... 17

これが連合の実態—連合のアンケート調査から ..... 17

読者からのおたより ..... 18

編集部だより ..... 9

# 旬刊社会通信

NO. 389

一九八八年一二月一日

（毎月一日・二日・二二日三回発行）

一九八八年一二月一日発行

## ■卷頭言■

## 「インター・ナショナル」百周年

フランス人は二つの革命歌をつくっている。その一つは、「ラ・マルセイエーズ」であり、第二は「インター・ナショナル」である。「ラ・マルセイエーズ」は一七九二年、フランス革命のさなかに誕生した。作詩、作曲はルージュ・ド・リールである。この人は、貧困のうちに死んだ。

「インター・ナショナル」の作詩者はユジェーヌ・ボチエである。一八一六年、パリに生まれる。製団工だった。四八年の二月革命に参加し、七一年のパリ・コムミューンのさいにもバリケードの側に立った。作詩はパリ・コムミューンの敗北後のことであつて、かれの死ぬ少し前、一八八七年に出版された「革命詩集」に発表された。

作曲者はピエール・ドゲテールであり、作曲は、一八八八年のことである。だから、今年は「インター・ナショナル」の百周年にある。

ドゲテールは一八四八年一〇月八日、ベルギーのガン市で生まれている。両親はフランス人である。少年ドゲテールは、労働者の夜間学校で音楽を習つた。フランスのリール市に移つてからも、音楽の勉強をつづけ、作曲もはじめた。かれの職業は旋盤工だった。そして、この地の労働者合唱団の指揮者に選ばれる。

一八八八年の夏のある土曜日、フランス社会主義労働者党の幹部、ギュスタフ・ドロリがボチエの「革命詩集」をたづさえ、リール市にやつてきて、ドゲテールに「インター・ナショナル」の作曲を頼んだ。ドゲテールは、一晩でこの詩を作曲した。そして、リール市、ラ・ヴィニエット街の酒場「リベルテ」（自由）で作曲者自身が歌つてみせた。一八八八年六月一八日のことである。

革命歌「インター・ナショナル」は、労働者合唱団によって、六月二三日、新聞売り子の祝宴の席上で歌われた。これが初演である。やがて歌曲がパンフで出版された。

この歌曲の譜面には、しかし、作詩者である故人ボチエの名前しか印刷されていなかつた。というのは、この革命歌の作曲者にたいして処罰が加えられるであろうことを、周囲のひとたちは惧れたからである。事実、のちになつて、一八九四年、政府は「ボチエなるものの歌曲を出版した」などで、教師アルマン・ゴスランを一か年の禁固刑に処した。これが、「インター・ナショナル」にかかる処罰の第一号となつた。

ところが、こうした事情などによつて、ドゲテールは、「インター・ナショナル」の作曲者としては、おそらく長いあいだ認められないという不運に見舞われることになつた。

一九二四年の春、イギリスがソ連を国際法的に承認して、ソ連大使のロンドン着任とともに、ソ連国家のシンボルとして「インター・ナショナル」が歌われたときも、ドゲテールはその栄誉にあづかれなかつた。七七歳の老人は、街路のガス燈の孤独な世話係だった。ドゲテールがこの革命歌の作曲家として認められたのは、一九二七年の秋のことである。ロシア革命一〇周年にさうして、かれは、コミニテルンの会議に招待されたのである。いく千ものひとたちが、この歌を歌いながら、かれの前を行進した。一九三三年九月二六日、ドゲテールは死んだ。パリ・コムミューンの旗をなびかせ、「インター・ナショナル」の齊唱のなかで、五万の群衆によつて棺は見送られたといふ。歌にも歴史がある。そしてこの革命歌は、新しい歴史をつくつてゐる。

## 「資格要件」問題がネックに

——「統一」をめぐる新たな情勢——

昨年連合が発足したこと、総評が八九年秋解散を決めしたことによつて、「新ナショナルセンター」結成の話し合いが猛烈な勢いで進んでゐる。だが連合と総評、連合内部に矛盾がないわけではない。

まず連合と総評・官公労の矛盾。連合は総評を吸収合併することを望む。だが、総評・官公労は「対等平等」「全的統一」を主張する以上、連合のこの主張に組みすることはできない。

次に連合内部の矛盾。J.C.・旧総評系は名はたとえ捨てても実をとればいいと、連合が総評を吸収合併する色彩ができるだけ薄めようと知恵を絞る。だが旧同盟は名も実もとれと吸収合併であることを明確にせよとせまる。

そこで今、この二つの矛盾をどううまく“調整”するかの協議が三者の間で行われているわけだ。この調整は新聞報道によると難航しているようだ。何がポイントであろうか。ポイントは六つある。

第一は「統一」の形式、第二は「統一」への資格条件、第三は新綱領作定と名称、第四は新たな「統一体」の名称と略称、第五に規約、運動領域と活動のあり方、運動方針、政策、第六は今後の進め方についてである。

これまで主に第一項から第四項が論議された。だが今日、「資格要件」を残しほぼ一致の傾向にある。第一点については「統一」との表現、第三点は「連合の進路」、第四点については正式名称を日本労働組合総連合とし略称は「連合」とするというものだ。

ここでは不一致点の「資格要件」について、その重大性について述べておこう。具体的にはこうである。

この問題については、要するに、「全国中央組織」と「統一労組懇など反連合組織」との「二重加盟」を認めないとことである。しかも、「中央・地方を通し」てこれを適用するというのである。なお、この点について若干の説明を加えておきたい。

まず、旧同盟系幹部の考え方は、次の宇佐美友愛会議議長のあいさつ（造船重機労連大会——八月二十四日）にあらわれた。

「三重要課題の一つに『統一労組懇などへの毅然たる態度』とあるが、これは『それらの組織とは決別すること』である。多數決で決めたからといって統一労組懇系も引きつれてくるようだと、自由にして民主的労働運動路線にとって問題だ。中央は連合方針に賛成でも、地方は“真っ赤っ赤”だと、これと連合組織が一緒にになることがプラスになるかどうかは、火を見るより明らかだ。その意味では中央での官公労組織の資格要件の中身をはつきりさせておくことが大事だ。これをクリアしないと昭和二十五年に民主的労働運動をめざして結成された総評が、左のなれ込みにあって自由労連加盟方針も否決されニワトリからアビルに変身した、といわれたような事態にもなりかねない。この苦い轍を踏んではいけないと強調した」（週刊労働ニュース）八月二九日）。

「連合」からみれば、総評は「真柄メモ」（総評見解）によって、「労働界全体の統一」

のための「三重要課題」(①進路と役割、②I C F T U 加盟、③統一労組懇などに対する毅然たる態度)を「承認」した。しかし、官公労各単産の態度は明らかでないので、「機関決定で明確にする」よう求めることが必要だというのである。しかし、官公労各単産が機関決定しても、地方組織が「反連合組織」に入っている(地方は「真っ赤つ赤」)ところがあるようだといけない。そこで、「中央・地方を通し統一労組懇など反連合組織など反連合組織との二重加盟は一切認めない」としているのである。なお、この点は三役会議で一致して確認したとされている。

もし、中央・地方にわたって「二重加盟」を認めないことが「資格要件」となると、一体どういうことがおこるだろうか。単産が方針を決めても、地方に「統一労組懇など反連合組織」に入っているところがあれば、これを排除しなければならなくなるわけである。「例えば自治労が新統一体に加盟した場合、反主流派の地本が『反連合』の統一労組懇などの地方組織に加盟することは許さない、という意味も含まれている」(「週刊労働ニュース」一〇月三日)。しかも、これは各単産の責任によってなされるとしているが、その「適否」については「連合で確認する」としている。旧同盟系の主張は、「連合」が資格審査をおこなうということである。もしこのようなことがまかり通るとすれば、官公労各単産はその主体性を失うことになる。「連合」によって事実上審査され、単産の分裂を招くのである。さすがに総評・官公労の態度(資料1)では、「単産内の問題は、単産の責任によって解決されることが基本である。単産加盟の連合体である統一ナショナルセンターが、内部問題に踏み込むことにはならない」と述べているが、しかし残念ながらその態度はいかにも弱々しい。単産の主体性にかかり、分裂を招く重大問題に対し、これを毅然として拒否する構えが欠けているからである。

## 資料1 首脳会談に臨む態度 (総評、八八・十・五)

総評・官公労は、前回第五回の首脳会談に「労働戦線の全的統一(労働界全体の統一)の今後の進め方についての総評・官公労の考え方」を提起し、あわせて「官公労協の基本方向」を参考資料として提示した。次回は連合側よりこれに対する見解が出されることになつてている。

連合においてはこれまでに四回の三役会議で労働戦線統一に関する討議が行われ、九月二九日には「労働界全体の統一についての首脳会談に臨む連合の見解」が提案された。さらに、一〇月六日にも討議が行われることになつていて、この「連合の見解」が大筋で変更されることはないと想定されるので、これについての見解をまとめ、第六回首脳会談に臨むこととした。

### 一、統一ナショナルセンター形成についてのイメージ

これまでの労働戦線統一の経過をふり返ると、全民労協は「基本構想」と運営要項をもつていた。連合は「進路と役割」と規約を新たに作り、全民労協は連合へと移行した。これらと同様、統一ナショナルセンターは新しい名称(略称も)と新しい綱領的文書と新しい規約をもつのが至当であると考える。

官公労部門はこの統一ナショナルセンターへ各単産がそれぞれ加盟する。連合がこれを新組織への移行と位置づけることは、連合の判断に委ねられることがある。

そして綱領的文書については、これまでの首脳会談の経過と合意をふまえ、早急に作業委員会を設置して策定作業に入るべきだと考える。

### 一、「首脳会談に臨む連合の見解」（九月二十九日三役会議）に対応する態度

#### (1) 統一ナショナルセンターの組織性格について

① 統一ナショナルセンターを、民間（連合）と官公労の単産加盟による連合体方式による統一体とすることは、総評・官公労協の基本的考え方と一致する。ただし、これまで連合未加盟の民間単産の加入を拒むのではないことも、念のため確認する（これまでの首脳会談で確認されていることではあるが）。

② 連合が統一組織の結成・移行にあたって、いかなる規約上の手続きをとるかは、連合および加盟単産で判断される問題であり、官公労や総評が関与すべきことではないと考える。

#### (2) 「資格要件」について

① これまでの首脳会談の経過をふまえ、加入要件は「綱領的文書に賛同する組合」とすべきである。連合の規約は「連合の『進路と役割』に賛同」する労働組合としているし、総評の規約も「総評の基本綱領及び現存する規約に賛同する」組合となっている。その綱領的文書に重要な事項を盛り込めばよい。

② 単産内の問題は、単産の責任によつて解決されることが基本である。単産加盟の連合体である統一ナショナルセンターが内部問題に踏み込むことにはならない。

#### (3) 綱領的文書について

① 綱領的文書の名称変更については評価し、「連合の進路」を一つの案として今後協議していく。

② 構成について前回提議したのは、「課題と使命」の部分がいわば中期運動方針的であり、永い将来にわたつてナショナルセンターのあり方を規定する綱領的文書になじまないと考えたからである。構成については再考を求める。

③ 内容的には、総評・官公労の提起したものがうけとめられていることを評価するとともに、これまで総評・官公労が提起したその他の問題および上記②を含め首脳会談で協議し、作業委員会で整理・充実をはかる。

#### (4) 組織の名称 変更を求める（略称を含めて）。

（「全日本労働組合総連合」、略称「総連合」または「総連」など、作業委員会で検討する。）

#### (5) 地方組織について

① 基本的には、統一中央組織の地方組織とすることで一致できる。その原則の上に立て、各地方の実態を尊重した組織にする必要があると考える。また単産未加盟組合は、近い将来に単産加盟を前提に加盟を保障する。中央で一定の整理をした上で、地方組織問題は早急に具体的検討に入りたい。

② 加入要件は上記(2)と同じ。

(6) 規約、政策などについて 連合の組織決定を尊重しつつ、総評・官公労の提起も含め、今後具体的協議の中で合意をはかる。

#### (7) 今後の進め方

- ① 首脳会談の大枠合意は年内（できれば一月中）に終え、すみやかに作業委員会を設置して、来年の各単産の定期大会で決定できるよう、月までには具体的な内容をつめることとした。
- ② 作業委員会の構成は、連合、総評・官公労、友愛会議・全官公の代表とするのが妥当だと考える。

## 資料2 首脳会談に臨む見解（連合、八八・十一・七）

連合は、十日の第二二回中央執行委員会で「労働界全体の統一について」を確認、今後の総評・官公労及び友愛会議・全官公との各首脳会談にのぞむ見解をまとめた。また、付帯事項として次の六点を確認した。  
 ①「規約改正」と「合同」の接点を求め、新たな位置づけとして「統一」と表現した  
 ②第一項の「統一」は、官・民の統一を明記した「進路と役割」を継承したものである  
 ③「資格要件」については、手続きを十分ふんでいくこととし、歯止めも含め理解する  
 ④加盟を希望する組織の資格要件については、連合は連合の立場で確認していく  
 ⑤手順として、連合第二回大会に引き続き統一大会を開催する  
 ⑥国際自由労連に対しても、名義変更の手続きをとる。

### 一、連合と官公労働組合の統一について

(1) 統一についての基本認識 労働界全体の統一組織は、基本構想で明らかにしたとおり「連合と官公労働組合との統一」である。したがって、「中央における統一」の対象は、連合と官公労働組合」とした。それは民間先行による労働界全体の統一をめざしてきた「民間部門の全国的中央組織」である連合を、名実共に連合と官公労働組合による「全国中央組織」として総仕上げすることである。その基本は、今日まで築き上げてきた「連合」の基盤の上に、つぎの「資格要件」を満たした各官公労働組合との連合体方式による統一体である。

**〔資格要件〕** 一、三重要事項 ①進路と役割②I C F T U 加盟③統一労組懇などに対する毅然たる態度に賛同する  
 二、統一労組懇など現在の労働界の統一を認めず、誹謗・中傷を加えるものに対し、参加組織それぞれが一線を画する態度を明確に示す  
 三、「全国中央組織」に参加する組織は、機関で加盟を提案するにあたり、上記一、二項を加盟方針で明確にし、決定する  
 四、「全国中央組織」の実行は、当該組織の責任によつてなされる。ただし、その適否については、連合は連合の立場で確認していく。

(2) 連合としての対応 連合は、各官公労働組合との統一を実現する。連合の結成と今日までの運動推進の経過からみて、連合構成組織のすべてが「全国中央組織」への資格要件を満たしていると判断している。したがって連合は、大会の議決を経て一括して「全国中央組織」への対応の手続きをとる。

## 二、「全国中央組織」に向けての連合の基本態度

(1) 「連合の進路」 ①項目と内容 「全国中央組織」の基本文書は、「基本構想」で明らかにしたとおり、綱領、基本目標、課題と使命で構成する。ただし、(A)労働基本権については、総評・官公労、および友愛会議・全官公それぞれ同様の問題意識を持つていると理解する。したがって、基本目標、課題と使命などに主要な柱として追加、強調する。

(B) 総評・官公労から提起された「地方（自治体レベル）の制度政策課題とその組織課題」、および「労働者自主共済（福祉）運動」については、具体化の検討課題とする。

(C) 友愛会議・官公労から提起された「文書上の整理」については、具体化の検討課題とする。

(D) 「男女共同の社会づくりと真の男女平等社会の実現」について、補強する ②基本文書の呼称 「連合の進路」とする。

(2) 「全国中央組織」の名称 「日本労働組合総連合会（略称＝連合）」とし、英略名はJTUCとする。

(3) 地方組織 ①「基本構想」で明らかにしたとおり、中央と一体的組織とする。 ②上記1—(1)項の「資格要件」を準用する。

(4) 規約、運動の領域と活動のあり方、運動方針、政策など 連合の規約、運動の領域と活動のあり方、運動方針、政策・制度の要求の提言などについては、基本的にこれを継承する。

### 三、全体の統一の進め方について

連合は、さきに明らかにした「基本構想」と、上記第一項の「基本認識」ならびに第二項の「基本態度」を、「総評・官公労」および「友愛会議・全官公」との首脳会談でつめたうえで整理し、日程・手順等を含め、一二月一五日開催予定の中央委員会で、連合としての「全国中央組織への基本方針」を明らかにする。

## ウソの政治を許すな

ウソをつくことは許されないことだ。だが、日本の政治にはウソがまかり通っている。頽廃の最たるものだ。

第一に消費税は導入しないといつた自民党公約破りのウソ。第二に自民党政治家のウソ。宮沢大蔵大臣はリクルート疑惑で四回もウソをついた。前文部省事務次官は二回もウソをついた。そして「リスト」問題では「政治家はない」というウソが一夜にして露見した。こんな連中に政治を、教育を語る資格はまったくない。

ウソは自民党だけではない。野党の公明、民社も同様だ。衆院特別委での自民単独採決に「徹底抗戦」を宣言したが、これまた一夜にして自民となれ合ってしまった。委員長がリクルート疑惑の当事者である民社では、委員長辞任要求すら上がっているというのにである。

ウソの政治は議会制民主主義の危機の最大の要素だ。自民党的失政だ。これを糾弾できないことは、勤労諸社会層の野党への失望を生む。これは議会制民主主義の根本問題である。

## 減税どころか、庶民には大増税

――消費税問題に新たな構えで粉碎を――

衆院で強行採決された税制六法案は、不公平税制の放置、大衆課税となる消費税の導入、株の売買行為の治外法権化、法人税率の引き下げを内容とする悪法です。それはどの世論調査でも反対が賛成を圧倒していることによつても明らかです。

税制関連法案が議会制民主主義の論理をふみにじり強行採決されたいま、私たちは新たな構えで運動に立ち向かわねばなりません。本誌ではこれまでこの問題をほとんどとりあげてこなかつたこともあり、具体的なことからみることにします。

### 三つの約束に違反する消費税

その1 大平内閣時代の「一般消費税」を否定した国会決議（七九年十二月）。

その2 「多段階 包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方はとらない」との中曾根内閣の政府統一見解（八五年二月衆院予算委員会）。

その3 「国民や自民党の反対するような大型間接税はやらない」とした八六年の衆参同日選挙における自民党の選挙公約。公約ホゴは許されません。

### 所得の低い人ほど重い負担

水、食料をはじめ生きていく上で必要な生活費にあまねく課税される消費税。

生活保護世帯、年金生活者、母子家庭からも情け容赦なくとりたてます。

低所得者ほど重い「逆進性」は、売上税より悪質です。

### 労働者・サラリーマンの大半は増税

政府はさかんに「減税先行」「減税超過」を宣伝、強調します。しかし、日本社会党の増減税の誠算によれば、

単身者 年収四二八万円以下は増税

共働き子二人 年収八五六万円以下は増税

片稼ぎ子二人 年収三〇七万円以下は増税

となっています。

また、日本生活協同組合連合会（千二百万世帯会員）は、「民間サラリーマンの約八〇%は年収五百万円以下で、共働き世帯は約一千万世帯とみられることから、消費者の大半は増税となる」と説明しています。

### 大幅減税の恩恵を受けるのは大企業

法人税の減税規模は、約一兆八千億円です。資本金一億円以上の大企業の法人税の基本税率を現行四一%を来年度（八九年度）に四〇%、再来年度からは三七・五%に引き下げます。年間、約一兆七千億円の減税です。

それにひきかえ、中小企業の税率は現行三〇%を来年度一九%，再来年度には一八%に下げます。

大企業は四・五%下げなのに、中小企業はわずか二%しか下げません。この減税額は約一千億円で、大企業の一七分の一です。大企業を中心の減税案となっています。一社あたり

の減税額は雲泥の差です。

### 高額所得者はさらにリツチに

高額所得者には減税の恩恵はタ・プリです。

昨年、所得税の最高税率が七〇%から六〇%に引き下げられました。今回さらに五〇%に、昨年と合せて二〇%もの大サービス減税です。

税務署の職員でつくつてある労働組合の推定試算では、八六年の所得が約一〇億一千万円（推定）の松下幸之助氏（松下電器相談役）の場合、今度の減税額はおよそ一億三千万円。昨年と合わせると、実に二億円以上です。

年間給与所得が二千万円の世帯では約五〇万円の減税。同じく五千万円の世帯では約一九〇万円の減税となります。要するに、上にいけばいくほど大減税となります。

さらに奇妙なことがおこります。たとえば年間五千万円を消費していると仮定すると、消費税負担は三%で一五〇万円です。

一方で二千万円の高級外車を買えば、現在と比べて二百万円の減税となります（高率の物品税が廃止されるので）。さらに五〇〇万円のダイヤモンドを買ったとすれば、さらに約六〇万円の減税となります。

これで消費税増税分は帳消しで、オツリがきます。

いずれ十%、十五%に

この大型間接税の恐ろしさはひとたび制度を導入すれば、あとは税率を一%上げるだけで二兆円以上も增收になるという“魔力”にあります。EC諸国でも導入後に税率は上昇。平均すると十八%にも達しています。

「三%なら……」はとんでもないワナです。

### 軍備拡大の財源

防衛費のG N P比一%枠はずしの一方で、巨大財源を生む「消費税」が導入されれば、軍事大国化への道を猛進することになるでしょう。

日本でも、ヨーロッパでも、間接税の歴史は戦費調達と切り離すことはできないのです。

## ◇編集部だより◇

▽長野、松本、名古屋、京都、滋賀と旅した。私にとつて旅は生活の一部。カバンは小説、資料、原稿メモでいっぱいだ。しかし、体力を消耗するだけのことが多い。

▽今回の旅はちがつた。勉強会の仲間の熱気にあおられたからだ。とりわけ松本のN氏の行動力、勉強ぶりには驚いた。クラシック音楽は 물론、松本ゆかりの人物にくわしいこと。

▽そんな話をしていたからではなからうが、長野の仲間に音楽テープを送ることとなつた。本誌の校正はダビングしながらの作業。誤植でお叱りをいただく毎日。さらにふえはせぬかと心配だ。

▽労働運動はむろんのこと、歴免が転換点にある今、当面の活動と長期的な視野が必要だ。これを学ばされたのが、今度の旅の最大の成果だった。

## 消費税問題と世論調査結果

リクルート疑惑は今や底無しの状況を呈し始めた。その片方で税制国会は進行している。そのカイリを率直に証明してみせるのが、最近の種々の世論調査結果だ。

第一の特徴は竹下内閣の支持率が一貫して低下していることだ。

まず「毎日」の調査。竹下内閣発足時（八七年一一月）四四%であった「支持」は、時を追うにつれ三〇%（八七年一二月）、三三%（八八年四月）、二三%（八八年九月）と低下。他方「不支持」は一九%（八七年一一月）、二〇%（八七年一二月）、二四%（八八年四月、九月）と上昇している。

この傾向は「朝日」でも変わらない。「支持」と答えたもの四八%（八七年一一月）、四四%（八七年一二月）、四三%（八八年三月）、四一%（八八年六月、一〇月）。それにたいし「不支持」は二三%、二四%、二八%、二九%、三一%。

この傾向をさらに顕著に告げたのが一月一日発表されたNHKの調査である。「竹下内閣を全体としてどう評価するか」との間に、「評価しない」五五%、「評価する」三六%と前回調査にくらべて前者が九%減り、後者は七%もふえた。また、「国民の暮らしに配慮した政治を進めているか」との間に、「そう思ふ」一七%、「そう思わない」五六%と前回調査にくらべて前者が一七%減り、後者がじつに一九%もふえている。

第二に特徴はこの背景に竹下の推進する消費税への強い反対があることだ。

「朝日」（一〇月五日）調査、反対六五%、賛成一六%。「日経」（九月二六日）調査、反対五六%、賛成三二%。「毎日」（九月一一日）調査、反対五八%、賛成一五%。少しうるいがNHK、「東京」、「読売」の調査（七月上旬）でも反対はそれぞれ五三%、四六%、五一%を占め、賛成は二一%、一四%、三四%にすぎない。

さらに衝撃的な結果は先頃、政府系の調査機関である「総合研究開発機構」がおこなった調査である。ここでも反対四五・八%、慎重論二五・六%と、賛成の一七・八%を圧倒した。

第三の特徴は竹下内閣、税制「改革」への批判は高まっているのに、自民党的支持率に大きな変化がないことだ。それは「朝日」の調査五六%（前回五八%）に典型的だ。

なぜこのような矛盾が生まれるのか。それを鮮明に示してみせたのが十月二二日に発表されたゼンセン同盟（旧同盟）の意識調査だ。ゼンセン同盟は民社党員九万のうち二万六〇〇〇人をかかるもつとも民社支持の強い組合だ。だが調査結果は急変した。民社党支持率が前回の四九・五%から一挙に一七・五%減の三三%となつた。他方自民支持は四・六%増の一三・八%、その他社会党は二・八%増の六・三%，公明党は〇・二%増の二・五%，共産党は〇・六%増の一・四%というのだ。民社党支持が急落した。これは明らかに自民とのゆきを強めた民社への批判といらだちを示す。

竹下内閣成立から一年。調査結果は国民の大多数が竹下を信用していないことを明らかにした。だが、税制国会は進んでいる。その虚無感を示すのが「毎日」調査での「無関心」層の三六%から五〇%への増大だ。

いま、日本は大きな歴史的転換点に直面している。このようなとき、あさらめ、無力感が増大することは、消極的自民党支持をふやすばかりとなる。社会党が議会外の声を吸い上げ、わかりやすい国会闘争を開拓することが急務の課題である。

## 樂しかつた江の島行

### —「山川菊栄のあゆみを追つて」図書資料展を見に—

関東地方にはこのところ美しい晴天がつづいている。

一月一日、向坂夫人と連れだって江の島まで足をのばした。江の島に六年前にできた神奈川県立婦人総合センターで、「山川菊栄のあゆみを追つて」図書資料展が開かれていたからである。

センター内にある婦人図書館にこのたび「山川菊栄文庫」が開設され、それを記念しての図書資料展ということで、協力：山川振作氏、向坂ゆき氏、鈴木裕子氏、法政大学大原社会問題研究所、横浜市図書館、藤沢市総合市民図書館、神奈川県立図書館などとなり。向坂夫人の手もとからも、手紙の類を何点かお貸ししたのだった。

同センターが発行している『山川菊栄文庫目録稿——昭和六三年一〇月末現在』には、センターと山川菊栄文庫とのゆかりが次のように記録されている。

「山川菊栄氏は戦前・戦後を通じて女性運動の理論面の指導者として、多くの著作・論文を残され、戦後は昭和二二年九月、労働省婦人少年局の発展とともに、初代局長として活躍されました。

神奈川との縁は鎌倉の稻村ヶ崎、特に藤沢の村岡に永く住まわれたこと、また、当センターの「婦人関係等資料収集委員会」の名誉会長として、婦人図書館の女性労働資料の充実にご尽力くださったことなどです。

山川菊栄氏は昭和五五年一一月に逝去されましたが、子息・振作氏のご好意により、これまでに和書八一二点、洋書三五二点、雑誌・新聞論文約一、〇〇〇点、雑誌二六誌、新聞五六紙にのぼる図書資料をご寄贈いただきました。それらの資料をもとに、今回、当センター婦人図書館に念願の「山川菊栄文庫」開設の運びとなりました。

研究者の方々にとどまらず、若い人たちも含めて、一般の方々にも広く活用されることを願っております。

二年後には山川菊栄氏の生誕一〇〇年を迎ますが、「山川菊栄文庫」は私どもの先達のあゆみを、未来につなぐ貴重な橋渡しの役割をはたすものと考えております。

山川振作氏と「婦人関係等資料収集委員会」のメンバーのみなさまの、長年にわたるご尽力に、重ねてお礼申し上げます。

昭和六三年一一月、神奈川県立婦人総合センター館長 金森トシエ（「刊行にあたつて」）

この資料展は、一月四日から催された「かながわ女のフェスティバル88」（主催は同センターとかながわ女性会議。サブタイトル「新しい絆——ともに生きるネットワーク——」）の一環として開かれた。四、五、六の三日間は、民間女性フォーラム「地域で私たち、いま、映画「カラーパーペル」の上映、「あつまれ、家族新聞」展、「ふれあいマンガ」原画展（小中高校生たちの作品）、自主グループの発表・展示、地域作業所の製品、第三世界のバザー、働く女性グループのバザー等々、意欲的な企画に溢れていた。地味な菊栄関係資料も、この間にたくさんの参加者の目にふれることができたのではなかろうか。

三日間のフェスティバルが終わつたあとこの資料展だけはひきつづき一三日まで展示

されることになっていたので、前記のように一日に一人ででかけたわけである。

小田急のロマンスカーは初めて、という向坂夫人は、江の島に行くのも五十数年ぶりとあつて、走りさる窓の景色をあかず眺め、

「あ、狛江。嘉津子さん（本誌瀧野編集長夫人）のいるところね」。

「あら、東林間、中央林間。駅の名前は変わっていないのねえ。ああこんな風になっちゃつたんだわねえ。ほらこの辺は、いまちよつと残つてた松林ね。あんなのがずうつと統いて、住宅がその中にポツンポツンとあつたところなのよ」。

「鵠沼海岸——。この沿線に家があつたの。電車の音がうるさいってほどじやなくて、割に近かつたのよ」。

と、次々誘い出される思いを話して下さる。一九三一（昭和六）年頃、向坂夫人は胸部疾患のために医師に転地療養をすすめられ、夫妻で鵠沼に住んでおられたのである。向坂先生の『レーニン伝』（改造社版）はここで執筆され、出版社にせかされながら、グラ校正を夫人が毎日二十枚くらはずつ、小田急鵠沼海岸駅→藤沢駅→国鉄藤沢駅停車中の郵便車、というルートでとどけていた話が『青年の声』（八七年八月一七日号）「向坂ゆき夫人を囲んで」に載つている。

一時間七分はあつという間で、片瀬江の島に着いた。

竜宮城のような形の赤い駅。「ああ、これも昔と同じだわ。建て直しや修理も何度も何度があつたでしょにね」と、ちょっとと見あげる。私も七、八年ぶりだが、やはりなつかしい。右手の弁天橋を渡ると江の島である。さすがに少し強い風があり、海にもはるか沖の方から無数の白い波の線が押し寄せていく。空にはよく肥つたカモメがふつくらと風に乗り、魚をさがしながら飛翔を楽しんでいる。

「あの穴ボコだらけだった木の橋が、こんな風になつたんだわねえ」と、いまは堂々たる鉄筋になつた弁天橋にもおどろきながら、夫人は向かい風にショールを押さえて、しつかりと足を運ばれた。何しろちょっとと長い橋。二人とも歩きながら右を眺め左を見わたします。帆をかけたサーフィンがいくつか浮かんでいる。波を蹴たてて走りまわつてている水上スクーターは、音の大げさなわりになぎざ近くからあまり離れてゆかないせいか、何となくおかしい。

橋の終わつたところから、ヨットハーバーを左手に十分も歩けば目ざすセンターがある。（往きはわからずに裏がわへまわつてしまい、一度も人に聞いて辿りついた。）

早速、展示場になつてゐる婦人図書館に入る。  
正面に、パネル写真となつた八十歳の時の山川菊栄が微笑んでいる。  
資料は四ブロックに分類されていた。

- 一八九〇（明治二三）年～一九八〇年 写真、日記、書簡、色紙、※①
- 一九一七（大正六）年～一九七二年 初期はコロンタイ、レーニン、カーペンターのものなど翻訳多し。一九一九（大正八）年の『婦人の勝利』が最初の著作である。
- 一九二八（昭和三）年～一九四〇年『労農』附録婦人版から『女性の問題』まで、※②
- 一九四一（昭和一六）年～一九七八年 公の場で活動した時代。

（※のコーナーに向坂夫人のところから出た資料があつた。①は労働省婦人少年局長として、婦人週間への協力を要請したガリ版刷りの文書。②は『労農』附録婦人

版復活の経緯にふれた堺利彦・猪俣津南雄宛の手紙。)

一七歳の菊栄が古今和歌集を毛筆で書写した和綴の本が開かれてあつた。きれいに揃つた細い美しい筆跡である。

記入欄が印刷されている当用日記のような、既製の日記帳も開かれていた。

「一九四一（昭和一六）年六月一一日 水曜日 雨

梅雨の入り。お父さん公判へ。一時すぎ帰宅。モンペ作り直しで終日すゞす。せんたく。この二ヶ月、衣類手入れ整理に多くの時を送る。外出以外針もたぬ日なしと云つていい」と読める。

第二次世界大戦の直前である。家事にすゞしながら、五十歳の菊栄の胸をどんな思いが去来していたのであらうか。

『社会』というB5版ほどの雑誌の創刊号（一九四六年 鎌倉文庫）扉に、武者小路実篤の「陛下にまうす」と題する短文と並んで、菊栄の「陛下への私の希ひ」というのがある。

「陛下が本当に人間として解放されるため、降伏をきめたあの時の勇気と決断をも一度ふりおこされて、愈々伝統と戦つて頂き度いのです。

そして、生物学研究者として学校で講義を以たれたり、本を書かれるなりされた生活をされ、また人民にも気がるくあつて頂き度い。

そこで始めて、人民の陛下として、人間的な立派な陛下として、務め得られるのではないかと存じます。

そして今後、自分の汗でくらされる様な自由な陛下になつていただき事を希ひます。」

おそらく編集部から、人間宣言をした天皇にどんなことを望むかを求められたのである。いま、ついに「自分の汗で」くらすことのなかつた一つの政治的存在が、独占資本の社会支配にいかに必要なものであつたかを浮かびあがらせてている。

労働省婦人少年局長時代の一九五一（昭和二六）年六月に、田中寿美子氏ら四人で写っている写真があつた。この知的な美しさ溢れる若き日の田中寿美子先生の姿には、多くの人が目をひかれたことだろう。

つきぬ感慨にふけりながら、ガラスケースや書棚を見てまわるうち、金森館長に昼食に誘われ、二階のレストランにあがる。見はるかず晚秋の海も御馳走とセットで、おいしくお昼をいただいた。

「読売新聞を定年でやめたあと、長洲県知事に招かれて六年前にこちらに参つたんですけどね、はじめは小さな公民館のようなものだろうと思って、半分昼寝でもしながらんて、気軽におひき受けしたんですよ。建物が完成したから、と云われて来てみてびっくり！」と、ほがらかに笑う館長さんである。

氣さくに全館を案内して下さった。

ホール（五百席）、研修室、視聴覚室、会議室、託児施設（二歳から小学校就学前まで）、宿泊室（一七室、七三名まで）、レッスン室、体育室などが低料金で利用できる。例えば宿泊室は一人一、四〇〇円と一、九〇〇円（宿泊料のみ）、消費者テスト室、食生活研究室、生涯学習室、展示コーナーなどは無料。問題は、平日の昼間は働いている人たちの利用が極めて少ないことだとのこと。労働時間の短縮や休日の増加がなければ、最新設備をもつた素晴らしい施設も充分に生きてこない。すべての働く人たちの発達権として、労働時間短縮の闘いはもっと真剣にとりくまれなければならない課題だ。

資料展と施設見学がつながったおかげで、知らず知らず学習意欲が刺激され、充ちたりた気持ちでおいとました。金森館長は、山の影の長くのびはじめた道路ぎわまで見送つて下さった。

弁天橋のたもとで私はさざえを買い、駅のそばで向坂夫人は片瀬まんじゅうを買われた。帰りのロマンスカーにゆられながら、夫人は、向坂先生がよくなさつたように早速おまんじゅうの箱をひらいた。

（和氣文子）

### ◇資料と解説◇

## 自治労に新たな組織問題

統一労組懇自治体部会は、十月二三・四日、「自治労は三重大会で正当な産別機能を失つた」→「自治労は正当な産別ではないので、われわれは自由」→「脱落は本部派」との認識から、新たな自治体産別結集の方向をうちだした。

来年「桜の花の咲く頃」までに「新しい自治体産別を展望し、階級的ナショナルセンター確立の事業に参加」する「自治体労働組合全国連絡協議会」をつくるというものである（詳しくは資料三参照）。

これに対し自治労は十月二六日、「組合員の手で一二五万自治労を守り抜こう、統一労組懇の分裂組織づくりは許さない」との緊急のアピールを傘下組合員に発した。

本誌第三八三（十月一一日）号の「自治労大会報告」で危惧されていた事態が、ひき起こされたわけだ。「統一」の名によって、組合に分裂がひきおこされることほど悲劇はない。自治労は十二月八・九日の両日、中央委員会を開く。この問題が中心となることは必至であろう。

ここでは自治労中央のアピール、そして統一労組懇自治体部会の「基調」から主要部分を資料として掲載する。

### 資料3 「統一労組懇」の分裂組織づくりは許さない

——自治労、八八・一〇・二六——

**分裂は労働組合の自殺行為** 自治労の組合員の皆さん。自治労は全国の自治体労働組合で組織するただ一つの全国組織として、一二五万人の組合員の生活を向上させ、地方自治の確立と民主主義の前進のため、たたかってきました。この自治労に対して、日本共産党の影響のもとにある「統一労組懇」は、自分達の主張が通らないことを理由に分裂組織をつくることを決めました。「統一労組懇自治体部会」は、十月二三～二四日の全国代表者会議で「自治体労働組合全国連絡協議会（全国連絡協）」を来年結成し、「階級的ナショナルセンター」に自治体産別として参加することを決めたのです。これは、第二組合・第一の自治労づくり以外の何物でもありません。分裂は労働組合にとって最も致命的な誤りです。組合員の皆さん、この誤りを正し、組合員一人ひとりのための自治労を守り抜き、発展させるよう訴えます。

**連帯を広げるのか、孤立の道を選ぶのか** 自治労は三五年前、分裂していた自治体労働組合を統一して結成されました。それ以来一貫して、政府や自治体当局の、地方自池を破壊し労働者の生活を脅かす攻撃とたたかい続けてきました。一九六〇年から十年間のたたか

いで人事院勧告完全実施を実現したのをはじめ、都市清掃事業改善闘争、学校給食や社会福祉職場の改善闘争、公立病院看護婦の夜勤制限闘争、そして住民の健康と福祉を守るために、護憲、反戦・平和闘争など、あらゆる職場・職種の要求や課題を集約して頑張ってきました。

最近では、臨調行革攻撃に対決し、人労凍結・抑制の打破、住民のための地方自治の活性化、高齢化社会にむけた福祉の確立などの運動を開拓してきました。

これらの運動の中で私たちは、ひとり自治労だけの運動ではなく、中央でも地域でも民間労働者や住民と連帯し、拡がりを作らなければ、政府・財界を包囲できないことをも痛感しました。

だからこそ自治労は、官公労働者と民間労働者の連帯のために、組織率が三〇%を下まわった日本の労働組合の全国中央組織（ナショナルセンター）が分裂している状態を克服し、労働戦線の全的統一を実現する方針を決定しました。この方針のもとに民間労働組合の統一組織である全日本民間労働組合連合会（連合、五五五万人）と官公労働組合との統一が、一九八九年秋を目標に具体的な課題になつてきています。

これに対し、「統一労組懇」は、共通点を広げる努力を放棄し、「連合はもはや労働組合ではない」と決めつけ、別の「ナショナルセンター」を作り、自治労から分裂し、少數になつても特定のイデオロギーに基づく分裂組織づくりを進めようとしています。

**組合民主主義の放棄は団結の破壊** 自治労は、八月末の定期大会で労働戦線の全的統一の方針を決定しました。その方針は、統一ナショナルセンターの結成を、①官民対等の立場で、②新たな綱領などを作り、③選別はさせない、という原則で一二五万人の団結を基礎に追求するというものです。これに対して、「統一労組懇」を支持する県本部から反対の修正案が出されました。代議員の四分の一を下まわる賛成しか得られず、本部方針は圧倒的多数の賛成で決定されました。

自治労は、分裂を克服して統一した教訓を大切にし、意見のちがいがあつても徹底した討論を通して結論を出し、その結論を守り、統一を守つてきました。この統一した力によつて、全国津々浦々の二、九八四組合一二五万人の組織に発展し、さまざまな運動を前進させてきました。しかし今回の「統一労組懇」の分裂への決定は、組合員の手で當々と築きあげてきた組合民主主義の基礎をかなく捨てるものです。

なぜ一部の人達はこのような暴挙を行おうとしているのでしょうか。「統一労組懇」は現在の労働戦線統一の動向を理由にしています。しかしそれは口実です。「統一労組懇」は結成当初から、「前衛政党（共産党）を指導部とする統一戦線の中心部隊」（一九七六年、当時の引間事務局長）であることを公言してきました。今日の労働戦線統一の大きな流れの中では、自分達の主張が影響力を持てないため、分裂しても自分たちだけの意見を通す組織作りに走ろうとしているのが本当の姿です。組合の分裂は、政府・自治体当局や資本を喜ばせるだけです。

**組合員の良識で分裂を許すまい** 自治労は意見のちがいを排除することはしません。しかし分裂は許しません。一部「統一労組懇」幹部の動きを組合員の良識で批判し抜き、自治労への結集を強めようではありませんか。一二五万人の自治労を守り抜くために中央執行委員会は全力をあげることを明らかにします。

## 資料4

## 「自治体労働組合全国連絡協議会」（仮称）の結成と運動

（統一労組懇・要旨）

**1 ナショナルセンター選択の自由と権利の發揮** 日本の労働者階級のたたかいの積極的な伝統をなげすて、労働組合とはいがたい「連合」に吸収合併され、みずから解体する総評の歴史的汚点が明らかとなつた現在、ナショナルセンター問題は、選択をめぐる激動期にはいりました。すべての労働者・労働組合にとって、どのナショナルセンターを選択するのか避けてとおれない事態にたちいたつたのです。

この激動期に問われている本質は、反動攻勢への態度です。反動攻勢とたたかって労働者・国民の利益を守る道を選択するのか、それとも反動攻勢に屈服して労働者・国民の利益を裏切るのかが本質的に問われているのです。私たち自治体労働者は、反動攻勢と対決してたたかう道を力強く選択することが重要です。

ナショナルセンター選択の自由と権利は、労働者・労働組合にあります。労働組合といいがたい「連合」にいかない権利、どのナショナルセンターを選択するのか、その自由が組合員、単組に固有にあることはいうまでもありません。自治労一部幹部は、ナショナルセンターの選択の権利は自治労中央だけにあると主張し不当な決定を押しつけようとしていますが、右転落した者にこの権利の行使を非難する資格はありません。大会の討論を通じて「総評解体の推進役となつた自治労本部の言うがままのナショナルセンターしか選択することができない」という論理には、わたしたちは全く拘束されないとの発言は当然であり、選択の自由を堂々と主張して奮闘しなければなりません。

わたしたちは、ナショナルセンター選択の自由をかけ、その権利を階級的ナショナルセンター確立の事業のために行使するものです。

**2 「全国連絡協」の結成とその必然性** ①総評が解体の道を歩み、そのもとで自治労も「連合」に吸収合併される状況のもとで、労働者・国民の諸要求実現のためにたたかう階級的ナショナルセンターの確立とそれに結びついた「自治体労働組合全国連絡協議会」（仮称・以下「全国連絡協」）の結成は必要不可欠です。

また、反動攻勢がつよまるもとで、地方「行革」に反対し、自治体労働者の生活と権利、地方自治と住民の暮らしをまもる全国的指導部の確立は焦眉の課題となっています。

「全国連絡協」は、自治体労働者・住民の利益擁護めざし、切実なつきの要求をたたかいます。

- (1) 国民春闘再構築、大幅賃上げ実現、全国一律最低賃金制確立、職務職階給強化・差別賃金導入・賃金制度改悪反対。
- (2) 人事院勧告体制打破・労働基本権回復、労働時間短縮と住民サービス拡充を統一した完全週休二日制実現、首切り「合理化」反対、労働法制抜本改悪反対、真の男女平等実現、母性保護拡充、婦人の働く権利保障。
- (3) 臨調「行革」・「地方行革」反対、地方自治制度の抜本改悪反対、大企業本位の「民間活力」による地域・住民生活の反動的再編反対、民主的地方自治・革新自治体建設、地方財政の民主的拡充。
- (4) 軍事費削減、大企業優遇税制の是正、大幅減税、消費税導入阻止、年金・健保・医療抜本改悪反対、社会保障・社会福祉制度の拡充、臨教審路線による教育反動化反対、民主

## 教育と教育条件・環境の拡充。

(5) 「産業構造調整」政策反対、産業「空洞化」、大企業本位の地域再開発反対、農蓄産物輸入自由化反対、地域経済の民主的再建。

(6) 核戦争阻止・核兵器緊急廃絶、憲法改悪反対、小選挙区制反対、国家機密法など反動諸立法反対、安保条約廃棄、革新統一戦線結成で平和・中立・独立日本の実現。

以上の切実な要求を実現するために、「全国連絡協」は自治体労働運動の伝統を継承・発展させます。

具体的には、自治体労働者の統一と団結の旗印である自治労綱領三原則に代表される戦後自治体労働運動の積極的伝統を継承・発展させます。また、民主的自治体労働者論にもとづく運動の前進、さらに地方「行革」反対など、当面する労働者・国民の利益を守るために一致する要求での行動の統一をはかり、共同の拡大につとめます。

この方向こそ、全国の自治体労働者・労働組合の統一と団結を発展させる大道です。

② 自治体部会に参加する組合が、「連合」不参加・反対の組合によりかけて「全国連絡協」を結成することとします。

この「全国連絡協」は、自治体労働者と住民の切実な要求実現の運動をつよめます。

同時に、「全国連絡協」は新しい自治体産別を展望し、階級的ナショナルセンター確立の事業に参加します。従つてこれまでの自治体部会の運動や広範な階級的労働運動を継承し、先進的な運動を質量ともに拡大・発展させる全国的な指導部としての役割を果たすことを求められています。各県・各地域においても以上の趣旨をふまえ、それぞれの到達点や実情を生かして大きな結集をはかる必要があります。

一方、「連合」不参加を決定した都労連など、「連合」反対の勢力との共同を追求し、新しい産別を確立するため努力します。

すべての自治体労働組合において「連合」反対、階級的ナショナルセンター確立のため「全国連絡協」と共同した運動が発展するようになりくみを強めます。

## これが連合の実態

(連合のアンケート調査から)

連合発足から一年。本誌の読者には連合の本質をあらためて「総括」する必要もなかろう。皮肉なことに、このとき連合みずから「連合とは何か」を示してくれたのだから。

それは連合が十一月一六日発表した青年組合員の意識調査だ。一万二九〇〇人を対象とし、その三割が役員というこの意識調査に連合の親分たちは肝をつぶしたにちがいない。

連合について、「発足したことも活動も知らない」三八・五%、「発足は知っているが内容は知らない」五一・七%、「発足したことも活動内容も知っている」はたった八・九%にすぎない。この数字は一昨年、自動車総連が全民労協移行の意義について問うた調査とまったく変わらない。このときの結果は「まったく知らない」三一・〇%、「名前だけは知っている」二五・五%、「あまりよく分からない」二四・三%、「だいたい理解」一五・七%、「よく理解」一・八%といふもの。この二つの数字の推移は、組合員が連合に無関心であることを示す。

もう一つ興味深い結果は、「関心ある政党は?」との間に、「なし」五一・八%、自民一七・五%、社会党一四・六%、民社党八・六%、公明党一・一%、共産党一・五%との答えがあることだ。ここでも自民が一番高い。だがこれ以上に関心をひくのは、「関心ある政党は?」と問うていることだ。これまで労働組合の多くの調査は「支持政党は?」と問うてきた。この問をなしえないと連合の弱点の一つがある。

## ◇ 読者からのおたより ◇

**自肃ムードのNTT** NTT内部においても、自肃ムードはさかんで、たとえば課内旅行会について管理者から出る言葉は、「田舎の方へ行くし、この時期にNTTは大酒飲んでさわいでいると言われては困る」というものであつたり、労資による協議決定事項であるレクリエーションさえ中止、延期になる状況です。

労資による協議決定事項中止、延期になるということは、労働組合が「天皇制」を認めることにもつながりかねない重大な問題です。全電通が憲法擁護と言いながら、その一方で「NTTが社会的批判をあびては困る」とレクを中止、延期していくことは、主権在民をなしくすしにしていく資本の立場と似たり寄つたりです。

もともと全電通右派幹部は職場から民主主義を奪つていつた経過もあり、「労働組合の主人公は組合員」という精神などもあわせていません。したがつて、当然の結果であるかもしれません。しかし、天皇の問題を通じ、そして労働組合の動きを見た時、民生生義の危機を感じずにはいられません。

(全電通・E)

**密室国会と社会党** 消費税がなんの論議もないまま、衆院を通過させられてしまいました。公明、民社が自民党に手を借りたからです。さらに公明は証人喚問に社会党、共産党は参加させられない」とわめくあります。自民党は野党のケンカを「公明のいうことはもつともなこと」と高見の見物です。

八〇年代に入つて国会は国民の意見を反映する場ではなくなっています。まさに密室といふ他ありません。これでは議会制民主主義の根幹が問われるのも当たり前です。

私は今、天皇裕仁問題ともからみ、昭和史の本を手当たりしだいに読んでいます。大正デモクラシーから昭和のファシズムへの移行の時代と、今の世相はなんとよく似ていることかと思われてなりません。昭和の初期、政友会と憲政党的いがみ合いが、政党への信頼をなくし、軍部の進出を許しました。この轍は二度と歩んではなりません。

社会党に一言。社会党は私のもっとも愛する党です。この党の議席が九〇にも満たないことは残念でなりはせん。国会内の勢力比は明らかなのですから、手練手管は通用しないといって過言ではありません。ぜひ国民と手を携えた議会行動をとることです。大衆運動を盛り上げることです。消費税、リクルートには各種の調査で明らかのように、国民の圧倒的大多数が反対です。ハラをたてています。この道こそが、消費税粉碎、リクルート問題解明の唯一の道だと信じます。

(東京・M)

### 「消費税」「リクルート」の糾明を

「社会通信」が労働運動に焦点をすえて発行されることはあることと賛同する者ですが、現下の情勢のなかで言えば、国民的な関心事、つまり政治問題となつていて、「消費税」「リクルート」「天皇重態」などについてもスペースをさくべきと考えていますが、いかがでしょうか。

多くの人々が関心を寄せている問題について、闘争について、労働者とりわけ組織労働者に啓蒙、宣伝、暴露が必要に思います。ご一考願えれば幸いです。

(新潟・K)